平成２２年（フ）第１６１号
千葉県野田市みずき１丁目８番地の１
債務者　矢口　和則
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６２号
千葉県野田市みずき１丁目８番地の１
債務者　矢口　和子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７３号
千葉県野田市山崎1968番地の５
債務者　山崎　義己
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０１号
千葉県柏市西山２丁目５番４号
債務者　木原　　均
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３７号
千葉県松戸市六高台７丁目12番地ドミール六高台２号
債務者　越島　安宏
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３８号
千葉県松戸市六高台７丁目12番地ドミール六高台２号
債務者　越島美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５９号
千葉県松戸市新松戸５
債務者　桑原久美子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２９号
石川県小松市大領町ワ137番地２
債務者　由岡美知子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第６６号
広島県福山市新涯町４丁目５番５－４号、旧住所広島県福山市曙町五丁目４番38号
債務者　川内　栄子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１０８号
静岡県磐田市堀之内1758番地４　ハイツムゲンＡ－１、前住所静岡県磐田市堀之内1747番地15
債務者　山本　　功
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
静岡県浜松市東区上新屋町125番地　トリビアマンションＡ―103
債務者　浜野　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７２９号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字大堀123番地　セゾンコート２Ｃ
債務者　丸英岩渕工業こと　岩渕　勇二
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４８号
神戸市北区花山台７番25―402号、従前の住所堺市南区城山台３丁１番６―102号
債務者　吉田　千景
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７２号
神戸市東灘区御影山手２丁目22番31号　天神山マンション３階東号
債務者　横山　桂子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９９号
神戸市須磨区白川台３丁目38番地の53　白川台ハイツ5301号
債務者　大山周作こと　張　　周作
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０６号
神戸市中央区雲井通４丁目１番11―206号
債務者　伊東　　努
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０９号
神戸市長田区高東町１丁目６番18号
債務者　田淵　京子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部